

## 『第55期定時株主総会招集ご通知』に関するインターネット開示情報のご案内

第55期（2018年4月1日～2019年3月31日）

- (1) 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
- (2) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- (3) 連結計算書類の「連結注記表」
- (4) 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- (5) 計算書類の「個別注記表」

## JBCCホールディングス株式会社

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ（<https://www.jbcchd.co.jp/ir/library/meeting/>）に掲載することにより、株主の皆さまにご提供しております。

## 業務の適正を確保するための体制

### (1) 業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

#### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、コンプライアンスに関する基本原則を定める「J Bグループ行動基準」を制定し、当社及びグループ各社の役員及び使用人全員が社会倫理及び法令に則って業務を遂行するための行動の規範としている。当社の役員は、J Bグループ全体におけるコンプライアンスの遵守及びその徹底を率先垂範するとともにその実践的運用を行う体制を構築し、使用人に対するコンプライアンス教育を実施する。
- ・J Bグループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握は、法務・コンプライアンス担当執行役員がこれを管掌し、財務担当取締役執行役員及び人財担当執行役員とも適宜協議を行いながらこれを実施する。
- ・J Bグループにおいて法令、社内規則や社会倫理に反すると疑われる行為があった場合、これを直接通報できる体制を確保する。このためにJ Bグループ各社において共通の「J Bグループ内部通報規程」を定め、通報窓口として社外弁護士を含む「コンプライアンスヘルプライン」を設置する。通報者においては本人の希望により匿名性が約束され安全と利益が保障される。法務・コンプライアンス担当執行役員は、通報窓口からの指摘があった場合、必要に応じ通報事実について調査を指揮・監督し、適切な対策を策定する。また社長と協議のうえ、必要であると認められた場合、対策を実施し、さらにJ Bグループ内において事実を開示し対処及び結果について周知徹底する。
- ・社長は、業務監査を行う内部監査担当を管掌し、内部監査担当は、常勤監査等委員とも協議のうえ、J Bグループ全体にわたる業務執行状況の監査を行う。

#### ②取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- ・株主総会、取締役会、経営戦略会議（経営全般について代表取締役からの諮問を受ける会議体）その他の重要な意思決定に係わる情報は、法令、定款及び社内規程に則り記録・保存・管理され、株主を含む権限者及び必要な関係者が閲覧できる体制を維持する。
- ・内部統制委員会は、情報セキュリティ委員会をもって、個人情報保護を含む、情報の安全管理に関するガイドラインを定め周知徹底する。

### ③当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・事業の継続・発展を実現するための投資・戦略的提携などに関する事項については、コーポレートスタッフ（当社においてＪＢグループ全体にわたるスタッフ業務を司る部門）の各責任者が、所管部門に関する必要なリスク評価を行ったうえで提示する資料に基づき、取締役会もしくは経営戦略会議において最終的に評価・決裁する。
- ・日常業務における債権管理等については、「債権保全管理規程」、「連結決算規程」及び各種の取引先選定に係わる基準など、事業遂行上のリスクを管理する規程に従い処理される。
- ・有事の対応については、職務分掌に基づく役割分担に応じコーポレートスタッフの各責任者が連携してこれにあたり、社長がこれを統括する。経営戦略会議及び内部統制委員会は、平時において有事対応体制の整備を行う。
- ・内部統制委員会は、グループのリスク及びコンプライアンスに関する施策の検討、推進を行い、ＢＣＰ委員会は、グループのセキュリティ及び事業継続に関する施策の検討、推進を行う。
- ・当社及びＪＢグループ各社間で経営指導契約を締結するとともに、共通の「事業会社管理規程」を制定し、当社からＪＢグループ各社に対する指導ないし管理等の指針を明確にする。

### ④当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保

#### するための体制

- ・取締役会は、取締役の中から社長を選定し、社長に取締役会が定める経営機構におけるコーポレートスタッフ等を任命させる。コーポレートスタッフは、職務分掌に基づき当社の業務を執行するとともに、経営指導契約に基づきＪＢグループ各社の経営を支援する。
- ・取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、法律が定める独立性要件を満たす社外取締役を任命する。ＪＢグループ各社に対しては原則として当社の経営幹部より適切な人材を派遣し、効率的な職務の執行を支援する。
- ・取締役会が十分に機能するよう、その運営実務を遂行するための事務局を設置する。
- ・社長は、ＪＢグループの事業を代表する経営幹部で構成されるグループ事業推進組織を統括し、その効率的運営と監視・監督体制の整備を行う。
- ・各取締役の職務分掌と権限については、社外取締役を含めて適切な役割分担と連携が確保される体制を、年度初めにおける組織編成時に設定する。
- ・中期経営計画及び年度予算を策定し、グループ全体としての目標達成に向けて各分掌、各社・各部門において具体的な戦略を立案・実行できる体制を構築する。
- ・ＩＴ企業の優位性を活かし、積極的なＩＴの有効活用を通じて業務の効率化を図る。
- ・当社及びＪＢグループ各社間で経営指導契約を締結するとともに、共通の「事業会社管理規程」を制定し、当社からＪＢグループ各社に対する指導ないし管理等の指針を明確にする。

## ⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ J Bグループ各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、当社において J Bグループ会社の業務執行に関する内部監査を行う専任組織を設置する。その際、「J Bグループ行動基準」は、J Bグループに所属する役員及び使用人全員が業務を遂行するうえでの行動の規範であり、J Bグループ各社における適切な内部統制システム整備の指針となる。
- ・ J Bグループ会社の社長により構成されるグループ経営会議を定期的で開催し、当社代表取締役社長による議事運営の下、グループ経営執行の重要課題の審議決定を行う。J Bグループ各社において重要な事象が発生した場合には、当該会議における報告が義務付けられる。
- ・ グループスタッフ会議を定期的で開催し、J Bグループ各社スタッフ責任者及びコーポレートスタッフ間でグループ全体としての実務的な懸案事項の解決方法を周知し、J Bグループ各社における実行を支援する。
- ・ 内部通報制度（外部通報制度を含む）を J Bグループ全体として運用する。
- ・ コーポレートスタッフの財務部門責任者は、J Bグループの統一会計基準を策定し、連結決算対象各社間において共通の「連結決算規程」を制定させ、主要な計数的問題状況を常時モニタリングする。
- ・ J Bグループ間における会社間取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものであることを求められる。
- ・ 当社から J Bグループ各社へ監査役を派遣することにより、内部監査部門と連携した内部統制体制に関する監査を実施する。また各社監査役と当社の常勤監査等委員である取締役で構成されたグループ監査役会を設置し、定期的に担当企業の状況に関する報告会を実施する他、連携して J Bグループとしての監査の実効性の向上を図る。
- ・ 当社及び J Bグループ各社間で経営指導契約を締結するとともに、共通の「事業会社管理規程」を制定し、当社から J Bグループ各社に対する指導ないし管理等の指針を明確にする。

## ⑥監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを「求めた場合」における当該使用人に関する事項

- ・ 監査等委員会の求めがあったときは、監査等委員会の職務を補助する使用人（監査等委員会スタッフ）として、特に適切な人材を配置する。

⑦前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性に関する事項

- ・ 監査等委員会スタッフについては、その独立性を確保するため、業務の執行に当たる役職には従事させず、任命、異動等人事権に係わる事項の決定には常勤監査等委員の事前の同意を得る。
- ・ 監査等委員会スタッフの人事考課については、その適切な職務遂行のため、常勤監査等委員が行い、人事異動は常勤監査等委員と取締役が協議のうえ実施する。

⑧当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人が監査等委員に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ・ 常勤監査等委員は、取締役会の他、経営戦略会議等の重要な意思決定が行われる会議へ出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて J B グループ各社の取締役及び使用人から説明を求める。
- ・ 代表取締役社長及び業務を担当する取締役は、取締役会において定期的にあるいは随時、その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- ・ 取締役は、重大なコンプライアンス違反、信用毀損他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があること等を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。
- ・ 当社及び J B グループ各社の取締役及び使用人は、監査等委員会が持株会社としての当社事業の報告を求めた場合、または監査等委員会が J B グループの業務及び財産の状況を調査するため必要がある場合は、迅速かつ的確にこれに対応する。
- ・ 当社及び J B グループ各社の全ての取締役及び使用人は、「J B グループ行動基準」に基づき、J B グループが関わる違法、不正または不適切な事象について、これを知ったときは全て上司に報告し、適切な指示を仰ぎ処置を行うべき責務を担う。また行動基準は、上司による隠匿や放置の可能性が認められる場合、これを見逃すことは法的な責任につながる可能性があることを明示し、内部通報制度に基づく直接の通報を奨励する。グループの内部（外部）通報の担当者は、コンプライアンスヘルプラインの窓口となり、全ての使用人並びに J B グループ各社の取締役、監査役及び使用人から J B グループが関わる違法、不正または不適切な事象に関する報告を受けこれに対処するとともに、通報者に不利益を生じさせない範囲で法務・コンプライアンス担当執行役員に報告する。
- ・ 内部通報制度に係る規程においては、通報者が通報を行ったことにより不利益を被ってはならないことを明示し、制度的保護を保障する。

## ⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・会計監査人である監査法人から監査等委員会への監査計画及び監査結果に関する説明機会を設ける。
- ・監査等委員会と会計監査人及び内部監査部門との情報及び意見交換の機会を設ける。
- ・グループ監査役会においては、担当する各社の状況報告のみならず、積極的に意見交換及び提言を行い、常勤監査等委員と連携して問題解決に当たる。
- ・監査等委員会が監査（調査を含む）のために要する費用については当社がこれを負担するものとし、予め年間の監査計画に基づき経費予算を計上する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2016年6月16日付で監査等委員会設置会社へ移行いたしました。この移行により、取締役会においては執行機能と監督機能の分離を明確化しコーポレートガバナンスの実効性を高めるとともに、意思決定のさらなる迅速化を図っております。

当期に実施しました主な取り組みについては以下のとおりです。

### 【コンプライアンスに関する取り組み】

- ・コンプライアンスに関する基本原則を定める「J Bグループ行動基準」に基づき、全グループにおいてコンプライアンスの教育を実施いたしました。教育内容は、「J Bグループ行動基準」の全体の理解、個人情報及び特定個人情報の取扱い、情報漏えい等のセキュリティ対策、ソーシャルメディア利用に関する指針、内部統制に関する考え方をテーマとし、実施後には理解度テストも行い定着化に努めております。
- ・グループ内で生じた、社会倫理に反する行為や、法令・規程違反等のコンプライアンス問題について、「J Bグループ内部通報規程」に基づき、相談・通報の窓口として、法務・コンプライアンス部門所管の下「コンプライアンスヘルプライン」を設置しております。グループ社員に対しては、安全に通報者の匿名性を確保していることを周知し有効に活用することを推進した結果、相談・通報も数件寄せられて、いずれも早期の問題発見と対処、解決の効果が着実に上がっております。

### 【セキュリティ・BCPリスクの管理に関する取り組み】

- ・事業活動に重大な影響を及ぼす「セキュリティ」及び「事業継続」に関するリスクについては、IT、サービス、業務、人事総務の各部門の責任者で構成された「BCP委員会」及び「情報セキュリティ委員会」が対応体制の整備を行っています。
- ・情報セキュリティ委員会においては、個人情報保護法への対応、情報漏えい対策、セキュリティ事故の防止対策等実施し、また定期的に情報セキュリティに関する内部監査を実施いたしました。BCP委員会においては大規模災害対策、事業継続計画の見直しと策定、災害発生を想定した訓練を実施いたしました。
- ・委員会として全体の進捗、課題等について定期的に経営戦略会議へ報告いたしました。

### 【その他のリスクの管理に関する取り組み】

- ・グループに重大な影響を及ぼすリスクについては、各委員会のリーダー並びにコーポレートスタッフ部門の責任者で構成された内部統制委員会が対応方針を定め、万一の事態に備えています。
- ・内部統制委員会は、必要に応じ随時開催し、意見を取りまとめたうえで経営トップと問題意識を共有することを旨として運営されています。なお、本年度においては、大きなリスク要因は発見されませんでした。

### 【子会社管理に関する取り組み】

- ・グループ各社の社長により構成されるグループ経営会議を定期的に行い、各社の予算進捗状況の確認やグループ経営に係わる情報共有を行っています。またグループ各社から当社に対し事前に承認・報告すべき事項を定めた事業会社管理規程に基づき、必要に応じて、グループ会社から審議課題の付議・報告がなされました。

### 【監査等委員会監査に関する取り組み】

- ・常勤監査等委員は、取締役会、経営戦略会議、グループ経営会議等主要な会議に出席し取締役及び使用人等からその職務の執行状況の報告等を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧するとともに、グループ会社の主要な事業所への往査を実施いたしました。またグループの監査役で構成されたグループ監査役会を開催し、リスクや懸念事項の情報共有も行いました。

- ・ 監査等委員会は、常勤監査等委員より上記の報告を受けるとともに、取締役会においては、取締役から職務の執行状況の報告等を受け、必要に応じて説明を求め、取締役の業務執行が適切に行われているか確認をしております。また四半期に1回、代表取締役及び社外取締役を交えて、意見交換を行い監査の実効性を図っております。
- ・ 内部監査部門については、業務プロセスにおける内部統制の評価対象を全社的な内部統制の内容を適切に理解及び分析した上で選定し、その整備・運用状況等や評価結果について意見交換を行い、監査の実効性を図りました。
- ・ 会計監査人については、監査の独立性と適正性を監視しながら、四半期ごとに監査結果報告を受け、意見交換等を行いました。

## 連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	4,713	4,863	5,645	△695	14,526
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△603	-	△603
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	1,782	-	1,782
自 己 株 式 の 処 分	-	22	-	35	58
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△509	△509
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	22	1,178	△473	726
当 期 末 残 高	4,713	4,885	6,823	△1,169	15,253

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主持 分	純資産合計
	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	有 価 証 券 額	為 替 換 算 調 整 額	退 職 給 付 金 等 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		
当 期 首 残 高	837	-	12	△509	341	16	14,884
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	-	△603
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	-	1,782
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	-	-	-	58
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	-	△509
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	80	-	△14	73	139	2	142
当 期 変 動 額 合 計	80	-	△14	73	139	2	868
当 期 末 残 高	918	-	△1	△435	481	18	15,753

# 連 結 注 記 表

## I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 11社  
主要な連結子会社の名称 J B C C株式会社  
J B サービス株式会社

なお、前連結会計年度において連結海外子会社でありましたJBSG PTE.LTD.は、清算したため、当連結会計年度中において連結の範囲から除外しております。

### (2) 非連結子会社の状況

主要な非連結子会社の名称等 Innovasity, Inc.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社数 1社 亀田医療情報株式会社

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社の名称等

主要な非連結子会社 Innovasity, Inc.

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、佳報（上海）信息技术有限公司 及び JBCC(Thailand)Co.,Ltd. の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。また、その他の連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法  
満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)

その他有価証券  
時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
移動平均法による原価法

時価のないもの

###### ②たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品、原材料 主として移動平均法

製品、仕掛品 総平均法(但し、ソフトウェア仕掛品は個別法)

貯蔵品 先入先出法

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ①有形固定資産

(リース資産を除く)

###### (i)建物及び構築物

定率法を採用しております。耐用年数は2年から47年であります。

なお、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

###### (ii)工具、器具及び備品

定率法を採用しております。耐用年数は2年から20年であります。

###### ②無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年以内)に基づく定額法、市場販売目的ソフトウェアについては、見込有効期間(3年以内)に基づく償却額と見込販売数量に基づく償却額のいずれか大きい額により償却しております。

###### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（1年～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。当社及び連結子会社の一部は退職一時金制度の他に、確定拠出年金制度を採用しており、確定拠出年金制度については、要拠出額をもって費用処理しております。なお、退職者に係る閉鎖型確定給付企業年金が当社の契約として残っております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①完成工事高及び完成  
工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗率の見積りは、原価比例法によっております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

5. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

6. 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積りの変更)

当連結会計年度において、当社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。この見積りの変更による総資産への影響額は121百万円であります。

なお、当該見積りの変更により、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ12百万円減少しております。

## II. 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保提供資産

担保資産の内容及びその金額

建物

19百万円

土地

402百万円

合計

421百万円

担保に係る債務の金額

短期借入金

250百万円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

2,510百万円

### 3. 取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次の通りであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額

14,550百万円

借入実行残高

350百万円

借入未実行残高

14,200百万円

## III. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

17,773,743株

### 2. 当連結会計年度末の自己株式の種類及び総数

普通株式

1,273,935株

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決 議	株式の種 類	配当金の総 額 (百万円)	1株当たり配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
2018年4月27日 取締役会	普通株式	301	18.00	2018年3月31日	2018年6月21日
2018年10月25日 取締役会	普通株式	302	18.00	2018年9月30日	2018年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種 類	配当の原 資	配当金の総 額 (百万円)	1株当たり配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
2019年4月26日 取締役会	普通株式	利益剰余金	461	28.00	2019年 3月31日	2019年 6月21日

### IV. 金融商品に関する注記

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

当グループは、必要に応じ、銀行借入等により資金を調達しております。資金運用については、預金その他の安全性の高い金融商品に限定して運用を行います。デリバティブはリスクヘッジ目的に限って利用する可能性があります。投機的な取引は行わない方針です。

受取手形及び売掛金は、お客様の信用リスクに晒されておりますが、社内規程に従い、与信管理及び売掛金回収管理を行っております。お客様ごとに回収遅滞管理及び与信残高管理を行うとともに、信用状況の定期的なモニタリングを行い、年2回の頻度で与信限度額の定期的見直しを行っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、その大半が当グループの業務上関係を有する取引先企業の株式です。これらは、市場価格の変動リスクや発行体の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握するようにしております。営業債務である支払手形及び買掛金は概ね短期の支払期日であります。また、短期借入金は主に運転資金の確保を目的とした資金調達であり、長期借入金は主に設備投資及び長期運転資金に係る資金調達です。

営業債務及び借入金は流動性リスクに晒されておりますが、各社ごとに資金繰り見通しを作成し、当社においてグループ内の事業会社各社の資金ニーズを把握し、グループファイナンスにより事業会社間で資金の融通を行うことにより、資金を効率的に使用しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：百万円)

	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	7,648	7,648	-
(2) 受取手形及び売掛金	12,369		
貸倒引当金	△100		
	12,268	12,268	-
(3) 投資有価証券			-
満期保有目的の債券	500	477	△22
その他の有価証券	2,351	2,351	-
	2,851	2,828	△22
(4) 敷金及び保証金	946	946	△0
(5) 支払手形及び買掛金	5,256	5,256	-
(6) 短期借入金	356	356	-
(7) 未払法人税等	918	918	-
(8) リース債務 (1年以内返済予定のものも含む)	159	157	△1

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提供された価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

これらの時価については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、当該帳簿価額によっております。但し、退去時期が明確な物件に係る敷金及び保証金については、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乘せした利率で割り引いた現在価値により算定してあります。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金、並びに(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額185百万円）及び非上場の関係会社株式（連結貸借対照表計上額88百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

V. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	953円63銭
2. 1株当たり当期純利益	106円44銭

VI. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

\*本連結計算書類中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
				研究開発 積立金	固定資産圧縮 積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	4,713	4,786	－	208	180	56	2,619
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	－	△603
当 期 純 利 益	－	－	－	－	－	－	1,182
自 己 株 式 の 処 分	－	－	22	－	－	－	－
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	22	－	－	－	578
当 期 末 残 高	4,713	4,786	22	208	180	56	3,197

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	△695	11,868	666	12,535
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	－	△603	－	△603
当 期 純 利 益	－	1,182	－	1,182
自 己 株 式 の 処 分	35	58	－	58
自 己 株 式 の 取 得	△509	△509	－	△509
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	64	64
当 期 変 動 額 合 計	△473	126	64	190
当 期 末 残 高	△1,169	11,995	731	12,726

# 個別注記表

## I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- (2) 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)
- (3) その他有価証券
  - ①時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
移動平均法による原価法

- ②時価のないもの

### 2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産  
(リース資産を除く)

定率法を採用しております。なお、耐用年数は2年から47年であります。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

- (2) 無形固定資産  
(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年以内)に基づく定額法、市場販売目的ソフトウェアについては、見込有効期間(3年以内)に基づく償却額と見込販売数量に基づく償却額のいずれか大きい額により償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付債務から年金資産及び未認識数理計算上の差異を控除した額を計上しております。数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1～10年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。当社は退職一時金制度の他に確定拠出年金制度を採用しており、確定拠出年金制度部分については、要拠出額をもって費用処理しております。なお、グループ会社の退職者に係る閉鎖型確定給付企業年金が当社の契約として残っております。

4. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

5. 表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

6. 会計上の見積りの変更に関する注記

（資産除去債務の見積りの変更）

当事業年度において、当社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。この見積りの変更による総資産への影響額は92百万円であります。

なお、当該見積りの変更により、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ6百万円減少しております。

## II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,369百万円
2. 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	376百万円
長期金銭債権	245百万円
3. 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	6,828百万円
4. 取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。 これらの契約に基づく当事業年度の借入未実行残高は次の通りであります。 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	12,000百万円
借入実行残高	-
借入未実行残高	<u>12,000百万円</u>

## III. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高の総額	
営業取引による取引高の総額	
営業収益	2,554百万円
営業費用	265百万円
営業取引以外の取引による取引高の総額	47百万円

## IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首株数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株数
普通株式	1,020,411	306,124	52,600	1,273,935

(注) 1. 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得300,000株、譲渡制限付株式の無償取得5,833株及び単元未満株式の買取り291株による増加分であります。

2. 自己株式の数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分52,600株の減少分であります。

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

会社分割による子会社株式	1,802百万円
貸倒引当金	81百万円
退職給付引当金	15百万円
投資有価証券	43百万円
資産除去債務	101百万円
会員権	17百万円
子会社株式	50百万円
その他	42百万円
繰延税金資産小計	<u>2,155百万円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△303百万円</u>
評価性引当額小計	<u>△303百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>1,851百万円</u>

(繰延税金負債)

有形固定資産	△41百万円
その他有価証券評価差額金(益)	△272百万円
固定資産圧縮積立金	△29百万円
繰延税金負債合計	<u>△344百万円</u>
差引：繰延税金資産(負債)の純額	<u>1,507百万円</u>

VI. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、社内ネットワーク用設備一式等については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記  
子会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (注) 2	科 目	期末 残高
子会社	J B C C株式会社	(所有) 直接 100	経営指導 事務所等の賃貸 資金の貸借取引 役員の兼務	経営指導料・事務手数料(注) 1(1)	932	未収入金	211
				受取配当金(注) 1(3)	490	-	-
				資金の貸借取引(注) 1(2)	511	預り金	3,555
	株式会社シーアイエス	(所有) 直接 100	経営指導 資金の貸借取引 事務所等の賃貸	資金の貸借取引(注) 1(2)	50	預り金	585
	J B サービス株式会社	(所有) 直接 100	経営指導 事務所等の賃貸 資金の貸借取引 役員の兼務	経営指導料・事務手数料(注) 1(1)	206	未収入金	86
				資金の貸借取引(注) 1(2)	51	預り金	1,779
	J B アドバンス ト・テクノロジー 株式会社	(所有) 直接 100	経営指導 事務所等の賃貸 資金の貸借取引 役員の兼務	資金の貸借取引(注) 1(2)	-	預り金	700
	ゼネラル・ビジネス・サービス株式会社	(所有) 直接 100	経営指導	受取配当金(注) 1(3)	309	-	-
	C & C ビジネス サービス株式会 社	(所有) 直接 100	事務所等の賃貸 業務委託 資金の貸借取引 役員の兼務	資金の貸借取引(注) 1(2)	94	預り金	129
				業務委託料(注) 1(1)	224	未払金	40
JBCC(Thailand)Co.,Ltd.	(所有) 直接 49.0	資金の貸借取引	資金の貸借取引(注) 1(2)	36	関係会社長期 貸付金	245	
			貸倒引当金繰入	36	貸倒引当金	△245	

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 経営指導料・事務手数料、業務委託料については、年度協議により決定しております。
- (2) 資金の貸借取引は当グループで行っているグループファイナンスに係るものであり、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (3) 受取配当額については、財務状況を勘案して配当額を決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

VIII. 1 株当たり情報に関する注記

1. 1 株当たり純資産額
2. 1 株当たり当期純利益

771円30銭  
70円60銭

IX. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

\*本計算書類中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。